

第十六回 参議院農林委員會會議録 第十二号

昭和二十八年七月十日(金曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
白井 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
戸叶 武君
鈴木 一君

政府委員

農林省農林 小倉 武一君
經濟局長 農林省農 平川 守君
地局局長
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○農林政策に関する調査の件

(國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件に

関する件)

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に関する件)

○開拓融資保障法案(内閣提出)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員會を開きます。

最初にお諮りいたします件は、先日小林委員が委員を一時辞任せられ、理事が補欠のままになっておりますので、その補欠互選でございますが、成規の手続を省略いたし、委員長から指名いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、私より指名をいたします。小林亦治君に理事をお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に議題に追加になります。國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては、去る七月八日外務委員會と連合審査を行なつたのでありますが、この際本件に關連して外務委員會に申入をしたらどうかという御意見があります。如何いたしませうか。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め。それではこれから朗読をいたしますが、こういうような申入をいたしましてよろしうございませうか、どうか、一応朗読をいたします。

「國際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるの件」に関する申入(案)

目下貴委員會において御審議中のこの件について、本協定はさきに貴委員會と當委員會との連合審査の際も御汲取り願つたことと存じますが、わが國農業政策上將又食糧政策上極めて重大な意義をもつものと認められ、その取扱いは寸毫も忽せにすることができないものと考えられ、特に次の事項について荷しくも遺憾ならしめるよう政府を御督促願う等特段の御配慮を煩したく、右當委員會の總意によつて申入れ致します。

記

一 長期に亘る食糧需給計画を策定し、力を先ず以て国内食糧の増産に尽し、必要な外国食糧の輸入の確保に努め、国民食糧の需給に遺憾ならしめること。

特に本年産米麦の国内生産が憂慮されている際、これが対策について万善を期すること。

二 世界における食糧の需給並びにこれが價格の推移を些細に検討し、況く世界の各地に食糧の給源を求め、極力廉価にして良質なる食糧の輸入を図ること。

三 食糧の國際價格が漸落しつつある現状にかんがみ、差当つてはわが國農業の防衛に最善を尽し、延いては速かにわが國農業の國際農

業に対する競争力を培養するため適切な方策を確立すること。

昭和二十八年七月十日 参議院農林委員會 務委員長 佐藤 尙武殿

以上であります。これで申入をいたしました。御異議ございませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議がないと認めまして、至急申入をいたします。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案を議題といたします。

本法法律案の第十五回特別国会及び水産農林連合委員會における審査の概要は、先日の農林委員會で説明いたしました。なお清澤委員からの御要求によつて本日これをプリントにいたしました。配付いたしました。水産委員會の審査も始まるようであります。當委員會のこれに対する態度をおきめ願ひたいと思ひます。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め。下さい。それではこの問題はいろいろ研究を頂きまして、できれば次回において態度を決定したいと思ひます。から、よろしくお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) その次に、開拓融資保障法案を議題といたします。

○政府委員(平川守君) 誠に恐縮でござい

ございますが、お手許にお配りいたしました議案にミス・プリントがございます。正誤をお願いいたしますのであります。一つは二十四頁の第三十六条第二項でございますが、「第十一條第二項第一号の規定による」とあります。が、その「第一号」を削りまして、「第十一條第二項の」ということに御訂正をお願いいたします。その次は四十五頁の附則の第十三項でございますが、農林省設置法の改正の条文中でございますが、「第九條第一項中第八号を第九号とし、以下一号ずつ繰下げ」云云とあります。八の「開拓融資保障協会の指導監督及び助成を行うこと」というのを「七の二」ということに、御訂正をお願いいたします。

○委員長(片柳眞吉君) この法律案につきましては、先般の委員會で論議されました。開拓官農資金の金利引下げの問題が残されておりました。本日政府からその後の交渉の経過の報告を願つて、その上で今後の審議を進めて参りたいという事になつております。で、先ず農林當局から交渉の経緯、結果につきまして説明をして頂きます。

○政府委員(平川守君) 先般の御意見もございまして農林中金のほうといろいろ折衝をいたしました。その結果農林中金といたしましては、現在のままの制度の下において二銭四厘まで利子を下げることについては異議はないという事を申しておるのでござい

ます。併し私どもといたしましては、二銭四厘ではまだ不十分である、できる

ならば二銭二厘まで下げさせたいと、かように考えまして交渉をいたしておりますが、二銭二厘まで下げますためには、この貸出の形式が、その手形が日本銀行の適格の手形になるということが必要である。これは一般の貸出のいろ／＼な関係がございまして、特にこの貸出を低利にするためには、そこに手形そのものに特別な性質を持つておることが必要であるというところとございまして、我々といましては、更に日本銀行等に対しまして、この手形を日本銀行の適格手形とすることを更に折衝いたしております。これができますれば、中金として二銭二厘で出すことに異議がないことと考えておりますので、只今そのところまではまだ日本銀行側の方の確答を得ておりませんけれども、近日中に極力折衝いたしまして、是非これを実現いたしたいと、かように考えております。

出して頂きたいと、こう思う。万々一これが適格担保として扱えないと、私はそういうことはあり得ないと思いがすが、扱いは得る場合には、二銭四厘、但し我々がここで審議を進める上におきましては適格担保として扱えるという前提に立つて二銭二厘、これを農林省のほうで責任を持つて頂きたい、こういうことを考えますが、如何でしよう。

○政府委員(平川守君) これは日本銀行のほうの返答によるわけでありまして、必ず適格担保にできるといふことを今私が明言するわけにも参らなけれども、併しお話のごとく、過去のいろ／＼な適格の手形の理論構成なり、或いは今回のこの開拓者に対する融資の手形の性質なりを考えますと、私は十中九分九厘までできるのじやないかというふうに個人的には十分考えております。従いまして、むしろ原則としては二銭二厘が実現し得る、万々一実現しない場合には二銭四厘までは中金も約束しておるといふうな、つまり原則と例外が逆になるといううな考え方で結構だと思ふのであります。なお、日本銀行に交渉いたします場合において、この法律ができるといふことが非常に重要な要素でございまして、政府がこれだけの出資をして法律を以て補償の仕方をしておると、これが日本銀行としてもこの問題を非常に好意的に考えてくれる原因になつておるわけでありまして、その事情も一つお含みを願いたいと思ふのであります。

ちが考えるのに、これは適格担保としての条件において私は何も欠けておるところはないと思いがすが、何か日銀のほうから更に適格担保にするためには条件を一つ二つ附加してくれとか、又具体的条件等はあると思いがすが、それは全部満たしておると思いがすが、欠けた条件がありましたらば日銀のほうから見た場合の欠けた条件、適格担保としての欠けた条件がありましたならば、若しそれがあるならば、それが而も妥当な日銀としての要求であるならば、これも本委員会において解決したらいと思いがすが、それですべての条件を満たして、どこまでも二銭二厘というところにこの委員会が実現するか、さもなければ、実現の見通しを以てこの法案の進行を私はして頂きたいと思ふのであります。

もとしては原則は必ずしも法的にきまつてはおらんけれども、併し借受けの金額が肥料代金というような極く値かなものであるからして、その担保力に不足はないじやないかということに主張しております。又漁業の関係の手形のごときは、勿論その価格は安定しておりますので、そういう例もありましますから、この点も日本銀行を説得することはできるのじやないかというふうにも考えております。

扱いは得る条件が満たされなかつたときには、それは二銭四厘と、こう逆戻りしてもいいと思ふのです。そういうことについて私ははつきりと農林省で御答弁願いたいと思ふ。それからついでにもう一つ伺いたいのですが、過日米の御説明を聞いておりますと、今度の融資の額によつて、大体肥料や餌の資金というものは大部分の開拓者の資金を賄い得ると、こういうふうな御説明でありましたが、私が承知するところでは、肥料と餌と両方合算しますと、大体一単位三万円以上になると思ふのです。そういうしますと、この程度の金では全開拓者に対して三分の一程度しか私は営業資金として肥料、餌の資金を賄い得ない、こう思ふのです。この点は農林省のほうではどういうふうな御認識を持つていられますか。

○河野謙三君 過去におきます開拓者に対する融資の実績からいたしまして、更に今回かような法的措置をいたされまして以上は、当然私は疑いなく日本銀行はこれを適格担保として扱うことに私はなると思ふ。又されるべきであります。若しそうであるならば、二銭二厘で扱ひ得ると、こういうことならば、そこまで日銀との話を進めて、若しこの法律が通ることによつて二銭二厘に扱ひ得るといふことにならば、そこまで話を進めて、私は政府から御答弁を願ひなり、又そういう法律が通るという条件で、私は二銭二厘には扱えるということならそれでいいと思ふのです。とにかくそういうふうな見通しを私は政府からここに

○河野謙三君 すでに中金なり日銀と交渉をされたようであります、私た

○政府委員(小倉武一君) 只今農地局長からお話のございましたような趣旨で私も努めたいと、かように思つております。

○河野謙三君 そうしますと、大体日銀の要求するものは満たし得ると、又現在満たしてなくても農林省が責任を持つて近い将来満たすと、政府が責任を持つてやるんじやないですか。我々が約束するんじやないんです。日銀が信用するものもない。でありますから、私はこの問題は二銭二厘で勝負はきまつたと思ふのです。でありますから、先ほど冒頭に申し上げましたように、二銭四厘であつて適格担保の取扱ひを受けたときは二銭二厘にするといいのでなく、二厘に一応ここまではきめておいて、そうしておいて若し万々一、そういうことはあり得ませんけれども、万々一それが適格担保として取

○政府委員(平川守君) 最初の、二銭二厘というふうでござい。但し万々一適格の問題が解決しない場合には二銭四厘のこともあり得るといふことは、それで結構だと思ひます。それから只今の借入金額の問題につきましては、やはり農家によつて事情も違ひますけれども、お話のような要望も強いように思つております。これに對しましては、出資金を若干増やしますれば、それに應じて十二倍の借受けができることになりまして、尤もこれに對しては果及び国の出資がそれに應じて増加しなければいけませんけれども、できるわけでありまして、それによつて只今のような希望のあります向きに對しては、出資金を若干増額するといふことに作つて参りたいと、かように考えております。

○河野謙三君　そうしますと、一号資金と申しますか、開拓者の積立、これをもつと増額することによつて、それと比例して国の出資を殖やす、そうして資金の全体の枠を殖やすという準備は政府にはある。こういうように何つてよいでしょうか。

○政府委員(平川守君)　その模様によりまして二十九年度予算等においては或る程度繰り込むこともいたしたい、かように考えております。

○森田豊壽君　只今河野委員から二銭二厘というお話がありました。二銭二厘でめればいいんじゃないか。適格担保として、手形は日銀の適格担保として認むべきだというお話でありました。なお日銀のほうへ適格担保としてこれを認めさせるといふことも重要であります。政府が中金に對しまして預入れをしております金利は幾らであるか、又開拓者の會計を、開拓協会、組合の會計は預金を以てやる。その預金は中央金庫に預入れてある。すべて金利は私が申上げるまでもなく預け金と貸付金の額は幾ばくが適當であるかといふことになる。又それが金融業者の營業費と言いますか、經營費と言いますかになることは私が申上げるまでもないと思ひます。従ひまして預入れている金は幾らか、今度融資する金融もおおよそ見当が付いてゐるわけでありまして、従ひまして、その金利が私の漏れ聞くところによると六分だといふことであります。その政府の預けてある金はもう少し安くこれを預入れることによりまして、仮に五分と仮定いたしますれば、一分違ふことは少くとも日歩二厘以上は違ふことになりす。従ひまして二銭二厘というお話

であります。適格担保を日銀が認め、た場合二銭四厘が二銭二厘になる。而して預け金のほうに若しもこれが今まで高く預けていたものを安く預けるなら、借りるほうの側から言へば、なお一分安く預けることになりまして、もう二厘は優に出すことができる。即ち二銭でこれを貸付けるという結果になります。この問題をばつきりいたさなければ、政府は高い利息で以て金を預けてゐるのだといふことになつては相成らん。又少しばかりの金を高く預けることによつて高い金を借りるのだといふことになるのであります。すべてこれは始終バランスをよく考へて金利を決定すべきものと私は考へておられます。従ひまして、その点に對しまして今幾らで預けてあつて幾ら金額があるか、而してどういふことになつていふことを説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(平川守君)　只今農林中金に預けております金額は四億四千萬にございまして、そのうち一億九千万はどは農林債券を買つておる。その残りは年六分の定期預金にいたしておるわけでありまして、これが約二億足らずでございまして、それを全部中央開拓信用基金協会の名前で中金に預金しておるわけでありまして。

○森田豊壽君　政府の預ける金を余計にして頂きます。開拓者の預金を下げるといふことは、開拓者の収入の上において預金の利息は収入でありますから、政府がこの問題を提出するに當りましては、それだけの金を中金に預けて頂きます。安く預けることを計画することによりまして、この金利が

いわゆる相対的に下ることになります。日銀という適格担保のほうに重きを置いておきますといふと、話が手間をとつてなかつた。容易でないといふことを考へます。政府の金を中金に預入れることの計画を先ず第一番にして頂きます。それを一分下げて頂く。即ち六分を五分に下げて頂くことは日歩二厘以上は違ふはずであります。従ひまして、これを一つやつてもらう、少くとも開拓者は日歩二厘、即ち年利七分三厘で使うにあらざれば、日歩二厘二厘、即ち年利八分の金を使つてやるといふことになりまして、これはなかつた。容易でない。即ち二銭二厘で一年間やるといふことはあまり低利でない。即ち少くとも七分近所の金でなければ工合が悪いと思ひます。そういたしますれば預金は六分でありまして、而も借りるほうは七分三厘だといふこととあります。これは、これくらいのこと、一分くらいのこと、これは我慢しなければならぬ、私はこう考へられるのであります。もう少し政府は資金を中金に安く預けることを御計画なすつてこの問題を一つ解決して頂く御意思があるかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(平川守君)　この利子は、今回の計画におきましては開拓融資保証協会の事務費に充てる考へを持つております。關係上、これについてどの程度まで下げ得るかといふことについてはなお研究を要すると思ひます。御趣旨十分了承いたしますので、そういう方向をやはり研究いたして見たい、かように考へます。

○森田豊壽君　今の問題が、先ず農林省はところでありまして、先ず農林省は

そういう方法でやるという御意思を持つておるかどうか、そういう意思があるようなこともちよつと言われたのであります。やうな気ならばこの問題は造作ないと思ひます。利息を以て當ると言ひます、たくさん預ければ利息は安くなつて来て利息は十分あるわけです。従ひまして金を余計にすれば六分のもので五分になつたつてその経費はあつたはずで、だから預金があるかどうか。それを余計にして頂くことによつて金利を安くすることができ、この経費も余計預けることによりまして、経費も賄える。金利は安くても収入は多いといふことになりまして、その意思をはつきりして頂きますので、本法案を通過せしむる上におきまして、又金利を確定する上におきまして最も重要だと思ひますから、その点をばつきり一つ伺いたい。

○政府委員(平川守君)　つまり只今申しましたように、この利子で一定の事務費を賄つて行きたいという考へがございまして、下げるということになりますと、同時に金額を殖やすということが絡むものと存するのであります。結局予算の問題になりますので、我々としては極力そういう方向に参りたいわけでありまして、予算の問題もございまして、できるだけそういう方向に努力いたします。そういう方向で、研究いたしたいと、かように考へます。

○森田豊壽君　ついでに……。予算を組まなければそれは下げる事ができないといふお考えですか。それは予算はその組み方は追加予算なり、何なりでやつて行くことにいたしまして、取りあへずの経費はあるわけですが、五分

にいたしましたも……。だからこれでやつて行く、金利を下げるという計画はここで確定することはできませんでうか。

○政府委員(平川守君)　結局全体のこの保証協会の事務費と、それを賄う財源としてのまあ金利といふもののバランスをとらなければならぬので、それだけのバランスがとれるかどうかといふことを検討しなければならぬ。やはり大蔵省のほうとはつきりした約束のない財源を當にするといふこともできません。この協会の必要とする経費が賄える限度においてぎりぎり考へてもらいたい、かように考へます。

○森田豊壽君　協会の経費は、表を頂きましたが、私が拝見したところでは贅沢だと私は思ふのです。恐らく余るではなかつたかと思ふのであります。余さないうで使つて終へばそれで済みます。これは一分くらい利息が入らなくとも何と辻褄が合う程度までは合うのじゃないか。今までは苦しいかも知れませんが、協会の経費が足りるとか、足りないとかいふ問題よりも、思ひ切つて開拓農民のためにこれは或る程度まで給付をし、若し足りなかつた場合には、又これに對して助成するならば助成方法をほかにとればいい。従ひまして、これははつきり預金の金利を一分下げて預けることを承諾して頂ければ、中金は二厘だけは下げることは直ちにできる。あとは確定手形と言ひましようか、適格手形と申しまししようか、要するに手形を適格担保としてつてくれるか、くれないうかの交渉が残るわけですが、それだけ今日のはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) これは非常に費用が贅沢であるという御意見もございますけれども、実はほかの一般の、例えば農業手形の場合等は中金から出しましたあとで、五厘を系統金融機関でとつておるわけでありまして、それをこちらのほうは全然とりませんで、この純利子の収入で賄つて参ると、こういう計画でありましたために、実はそういうものから比べれば、よほど安上りに経費を考へておるといふことに考へておるのでございまして、これを余り切詰めますと、農業手形の場合のごとく、何か若干の手数料式のものでも、利鞘と言いますか、そういうものでもとらないと賄えないといつたようなことになるのではなからうか。勿論資金全体を殖やして、預金の額を殖やして、それによつて金利の引下をするといふことは考えられませんが、これは大蔵省のほうはつきりしませんが、それを当に仕事をやつて行くわけにも参らないという事情がありますので、なおその点は一つよく研究さして頂きたいと考えます。

○重政廣徳君 開拓者の金融利子の引下については、相当時間をかけてこの委員会でも議論をしたのですが、農地局長も漸く積極的になられたので、やや容眉を開いたように思ふのであります。が、併し翻つて見ると、過去三カ年間の二銭六厘というものは、やはり二銭六厘と理由はどこにもなかつた。その点が明らかになつたように私は考えられるのであります。ところが今の森田委員の質問で私は憂慮することがここに一つある。これは今農地局長の説明で二銭四厘に中金はするといふことですが、今預けておる積立金三億七千

万円、これを裏でこの利子を下げるといふようなことがあつた場合、これは今まで委員会が研究した問題が無くなる。少くとも二銭四厘の場合には、今の基金の三億七千万円に対する預金の利子は決して低減しないという監督をして頂かなければならぬ。この点一つどういう御意見が承りたいと思ふのであります。

○森田委員 今重政委員のおつしやられた政府の預けてある金を安くしてもらいたいといふのでありまして、開拓者の預金、開拓協会のほうの預金を安くしろという意味でなかつたのであります。御回答の關係でそういうふうになつて行きました。私は先ず開拓者といへども、預金の一分くらい下げられるといふことよりも、借入金のを下げてもらうほうが開拓者に有利であるといふ私の主張はちつとも変わっておりません。但し政府の預けてある金は、政府に今よりも余計に預けてもらつて、それを安くして、要するに日銀だとか、政府以外の方面の、関連はあるかも知れないが、交渉よりも手取り早くていいのじやないかという意味で申上げたので、その点はどうぞ誤解のないように……。

○重政廣徳君 これは政府の預金を殖やして、そうして利子を下げるといふことは、それは理論的である。今二銭四厘に漸く交渉がまとまつて、今現在の状態にある基金を、政府の資金といへども、これを下げて、その二銭四厘に上げたものをカバーするといふことは、これは何か非常にベテリ的な問題で、中金と汗をたらして農林省が交渉する価値のない問題であると思ひます。少くともこの際二銭四厘に上げた

今としては、この基金を、政府預金といへども、これをこの委員諸君が知らない間に下げるというようなことは、これは強く監督してもらわなければならぬと私は考へておるのであります。その点御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 只今のこの政府預金に対する金利の問題につきましても、これは大蔵省との關係もございまして、よく相談をいたしたいと思ひますので、よく相談をいたしたいと思ひます。ただ中金といたしましては、やはり自分の採算の範圍内しか下げるので、その採算の範圍内しか下げられないといふことになりまして、我々としては或る程度そういう政府預金のような方面は若干下げてでも貸出金利のほうはできるだけ下げない方向に向いたい、こう考へておるわけでありまして、只今の二銭四厘といふことについては、中金としては確答いたしておりませんが、二銭二厘のほうは私は原則としても実現するといふふうに見通してはおりますけれども、中金として無条件で二銭二厘に下げるといふことはつきり言つておるわけではございませんので、これは原則として実現するといふ確信を私は持つております。そういう状態でもございまして、只今御意見の御趣旨も十分考慮いたしまして、なお折衝をいたして二銭二厘を実現したいといふ、かよ

うに考へております。それからこの政府預金の金額を多くして利子を下げます、これは一番望ましいことでもございまして、ただ何分にもこれは予算の關係になりますので、今直ちに一億の資金を急に持つと殖やすといふ前提に立つわけには参りませんので、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○重政廣徳君 私が質問するのは、今の政府資金一億円で、それを下げるといふ前提の下に考慮して二銭四厘にするといふことになつたのですか、その点はつきりして下さい。

○政府委員(平川守君) 二銭四厘といふことを中金が承諾しております。つきましては、これは今の預金の利子を下げるとか何とかいふことは一切条件を言いませんで、そしてこれは二銭四厘ならば中金は引受けますといふことはつきり申しておるわけでありまして、ただ我々のほうにいたしましては、二銭四厘じやまだ困る。是非二銭二厘にしろといふことを申しておるわけでありまして、それに対して向うとしてはなお確答はしないわけでありまして、今の適格の問題とか、いろいろの注文を付けておられますので、これははつきりさせるのにまだ数日かかると、かように考へております。

○重政廣徳君 従来過去三カ年間の二銭六厘の経過を考へて見ると、それから今森田委員からの御質問もありまして、どうも政府資金の一億円の利子をこの際又下げるといふような交渉が生ずるかも知れませんが、非常に憂うのであります。この点は強く監督して、現在のままでは下げないという御意思であるかどうか。

○政府委員(平川守君) 実はこの融資が、一昨年初められたわけでありまして、そのときには非常に何と言ひますか、中金の便宜措置としてやつてもらつておるといふ形になるわけでもございまして、中金としましては、まあ開拓者といふものについては、かなりこの金融としての危険を感じておる。そういう状態の下におきまして、特別に政

府としての制度というものもなしに中金から相当金額の融通をさせましたわけでもございまして、そういう場合におきましては、やはり中金としても危険を感じる關係上、若干まあ高い利子を附けるといふことはあり得ると思ふので、併しこれは昨年、一昨年の実績によりまして、非常に回収率もよろしいといふことがはつきりして参りましたので、中金としても最近ではこれはよほど確実な金融になつて来ておるから、その点については金利のほうで相当考慮してもいいと、こういう気分になつて参つたわけでありまして、まあ過去二銭二厘でやつて参りましたのは当然二銭四厘でもできたことではないかと、こういう理窟も成立つかと思ひますけれども、当時の非常に制度もつきりしてない状態の下において、これだけの中金の金を出させるという場合には、どうもあれはやむを得なかつたのじやないかといふふうには考へております。

○重政廣徳君 危険を感じるから……二銭六厘といふことはこれはもう議論を尽した問題であります。これは、そういう理由にならんと私は思ふのであります。四億圓という担保が入つておる。そうして七億圓貸出しておるのだから、だから危険を感じたから二銭六厘とすること、これは理由は来ない。これは又話が逆に戻つて来るのですが、私どもはさように考へておる。今質問しておるところは、そういうところの問題じやなしに、政府資金の今の一億円の利子は勿論政府資金を殖やして、そうして利子を下げるといふことは合理的で適切な方法であると思ふのでありますけれども、今

のままの一億円の利子を下げるということ、これはこの際二銭四厘上げたということは本当に上げたことにならぬので、これは強く監督して、現在のままにおいては一億円の利子は下げないというように監督して頂きたいと存じますが、御意見どうですか。

○政府委員(平川守吉) 先ほど申し上げましたように、二銭四厘ということについては農林中金はつきりした回答を寄越しておりますので、この二銭四厘のはつきりした回答には全然そういふ条件は附けずに、政府預金の利子も下げないという条件は何にも附けずにはつきりと回答しておりますから、従つて二銭四厘についてはもう御心配ございません。ただ私も思つてはもつと下げたいと、こう考へております。

○河合義一君 過日私が要求いたしました中金の貸借対照表、それに損益計算書、剰余金の処分の書類を手にいたしまして、まだよくこれを見ておらんのでありますけれども、只今問題になつております中金から開拓農業者が融通してもらいます資金の金利の問題とも緊密な関係があると思われるところがありますので、これを一つお伺いしたいのであります。この剰余金の処分を見てもみますと、出資配当金一億九千二百六十七万五千円でありま

のであります。それが間違つておるといけませんので、特別配当金はこれほどいう配当金でありますか、一応御説明をお願いしたいと思います。

○河野謙三君 議事進行について……今中金の決算についての河合委員のお尋ねがありました。我々もこれは非常に疑義を持つものであります。そこで先日委員長のお計らいで、改めて中金の運営その他につきましては、当委員会一度十分中金の当事者と呼んで審議しよう、こういうことに私は委員長のお計らいがあつたと思つております。従いまして今河合委員からの御提案の問題は非常に、私は問題の運営等の問題につきましても非常に意見が多いと思つております。後日中金の理事長初め当事者と呼んで、当委員会において一日なり、二日なり、たつぷりと中金の運営についての審議をお願いしたいと思います。こういうことをやつて頂きたい。

○河合義一君 私はそれも賛成であります。併し私の言わんとするところは、今日の本委員会に問題になつておきまするリストと非常に関係がある点なんです。この特別配当金は、これは預金利息、貸付利息に対するこれが配当になつておるのであります。こういう余計な特別配当をいたしませんんだならば、二銭二厘を二銭に下げることができると思ふ、これは非常に緊密な関係のある中金の収入との問題でもあります。一応ここで説明を願つておきまして、なお中金の件についての委員会は後日開いて頂くことには賛成をするのであります。この二銭二厘、もう少し安くできんかというやうな問題がこ

に現在出ておるのでありますから、特別配当金の処分法によりまして、それは何でもよいことと思つてあります。私不敏にしてまだその計数についてはつきりと頭に入れることができませんので、或いは間違つた質問をしておるかも知れませんけれども、私はその思ふのです。政府当局におきまして、この特別配当金の操作によりまして金利を下げる事ができるといふお考えを持つておられませんか、それを聞きたいのであります。

○委員長(片柳眞吉君) 私から申し上げますが、農林中金全般の問題につきましては、従来の皆さんの御意向もありませんので、私から適当な機会に農林中金の当事者と呼びまして、全面的にやはり御質問をお願いしたいというふうにお話をいたしましたわけでありま

○政府委員(小倉武一君) 只今の特別配当でございますが、これは一般の協同組合と同様で、出資に対して協同組合はまあ配当の制限がございます。中金の場合は六分でございますが、その他に剰余がございしますれば、事業分金と申しますか、中金の組合員の主として預金でございますが、そういう事業分金に対する配当でございます。

○委員長(片柳眞吉君) 了承いたしました。他に御発言ございませんか……御発言もないやうでありますから、質疑は了きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれへ賛否を明らかにして述べをお願いします。

○河野謙三君 私は本案に賛成するものであります。併し過日本案の審議の経過に鑑みまして、この機会に特に附帯条件を附して政府に強く要望する必要があると思ひます。以下私の附帯決議につきましての案を申し上げます。

開拓融資保証法案に関する附帯決議

開拓農業者については、その特殊な事情から、これが必要とする営業短期資金は特別低利なことを必要とするにかかわらず未だこれが実現を見るに至つていないことは失当と言わなければならぬ。

今回政府は開拓融資保証制度によつて開拓農業者短期資金の融通に資せんとしているものであるが、併し金利の是正については未だ見るべきものがないのは遺憾とするところである。

すでに実施されている開拓信用基金制度の実績について見るに、開拓営業資金の回収は極めて良好であつ

て償還不能のものは殆んど皆無であるとの趣であつて、而も今回開拓融資保証制度が確立すれば資金回収の確実性はますます向上するものと認められる。

かかる事情に鑑みて、政府は、この際、開拓営業短期資金の融通及びこれが金利の引下げ(日歩二銭二厘以下)に關して速かに適当な措置を講ずべきである。

右決議する。

なおこの「開拓営業短期資金の融通」という中には、資金源の確保、国の保証責任の拡大及び貸出系統の簡素化等一切の事項を含むものであることを念のため附加しておきます。

以上附帯決議を附して本案に賛成するものであります。

○森田豊壽君 只今の河野委員の意見には賛成であります。括弧をしたことは、括弧を抜いて頂きたいと思ひます。括弧の必要はないと私は思つてあります。二銭二厘というところへ括弧したことですが、括弧をなくして頂きたいと思ひます。河野委員如何でしょうか。

○河野謙三君 別に異議ありません。

○森田豊壽君 思ひ切つたというのがある場合は括弧したほうがいいと思ひますが、これが一番主だから括弧してしまつちや何にもありませんから、これを現わして頂きたい。

○河野謙三君 これを文面から言いますと、金利の引下となつておりますから、その具体性を括弧して二銭二厘以下、こういうふうにしたわけですが、併し文が適当に、この趣旨を変えないところの適当な表現の仕方があればそれで異議はないと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

只今の附帯決議につきまして森田委員からちよつと御意見がありました。が、今こういうふうな直すということでは如何でしょうか。最後の項であります。が、「この際、開拓農短期資金の融通及びこれが金利を日歩二銭二厘以下に引下げるよう速かに適當な措置を講ずべきである。」これで御異議はございませんか。さうな附帯決議と了承いたします。

○清澤俊英君 本案には大体賛成いたします。社会党としては……な

お只今議題となつておりました附帯決議に對しても賛成いたしました。参りた

いと思うのであります。附加えて申上げたことは、どうも農林関係におきます取扱いには、他の重要産業等と比べますと、これが育成等に對しましては相當の御努力は頂いておりますが、なお不足しておるものが相當感じられると同時に、殊に日本の農業構成の人員等から見ましても非常に零細農を持つておられます關係上、もつとすべての農業政策の上に社会政策的な面が強く出て参らなければならぬと思

います。が、却つて重工業等の基本産業から見ますと、さういふ点が非常に不足しておると思つて、さういふ点に對して特に御努力を政府当局にもお願いしまして本案に賛成する次第であります。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御意見もないようでございますが、これで討論は終局したものと認めて御異議ござ

いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。開拓融資保証法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定されました。次に、河野謙三君提出の附帯決議を採決いたします。

河野謙三君提出の附帯決議を附することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致と認めます。よつて河野謙三君提出の附帯決議を附することに決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容等、爾後の手続は慣例によりまして委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

森田 豊壽

白井 勇

川口爲之助

重政 庸徳

河野 謙三

清澤 俊英

宮本 邦彦

雨森 常夫

佐藤清一郎

横川 信夫

河合 義一

鈴木 一

○委員長(片柳眞吉君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

それでは他の議案は後日に廻しまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十六分散会

七月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業(第九十五・第九十六・九十七条)」を「第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業(第九十六・九十七・九十八条の三)」に改める。

第五條の見出しを「(設立準備)」に改め、同条第一項中「その地域に於いて土地改良を設立することに

ついての予備審査を都道府県知事に申請することが出来る。」を「都道府県知事の認可を受けて、その地域に於いて土地改良を設立することが出来る。」に改め、同条第二項中「同項の規定による申請」を「同項の認可の申請」に改め、同条第四項を削る。

第六條の見出しを「(事業の適否の認定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

かんがい、排水施設、農業用道路その他の農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合を除き、前条第一項の者が同項の認可の申請をするには、同条第二項の規定により同意を得た後、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき、都道府県知事に申請して、適否の認定を受けなければならない。

第六條第二項中「前項の審査に當つては、」を「前項の規定による申請があつたときは、」に、「事項を」を「土地改良事業につき」に改め、同条第三項中「事項」を「土地改良事業」に改め、同条第四項を次のように改め、第五項及び第六項を削る。

4 都道府県知事は、第二項の報告に基き、第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要についてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

第七條第一項を次のように改める。

第五條第一項の者は、前条第四項の規定によりその申請に係る土地改良事業の計画の概要を適當とする旨の通知を受けたとき(かんがい、排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを行う土地改良区の設立の場合にあつては、第五條第二項の規定による同意があつたとき)は、省令の定めるところによ

り、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、同条第一項の認可を申請することが出来る。

第七條第二項中「同条第一項の規定により同意を得た」に改める。

第九條第一項中「当該土地改良事業の利害關係人」を「当該土地改良事業に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に關係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は權利に關し權利を有する者(以下「利害關係人」という。)」に改め、同条第三項中「第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項」を「第七條第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款」に改める。

第十六條第一項第六号中「選任」を「選挙」に改める。

第十八條第二項中「二人以上の偶数」を「二人以上」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。但し、土地改良区設立当時の役員は、第七條第一項の申請人及び第五條第二項の同意者のうちから申請人が選任する。

第十八條第十一項中「理事」を役員に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「理事の氏名」を「役員が就任し、又は退任したときはその氏名」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「理事又

は選挙による監事」及び「理事又は監事」を「役員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「理事及び選挙によるべき監事」を「役員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「理事及び選挙による監事」を「役員」に、「一年」を「二年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも二分の一は、組合員でなければならぬ。

第二十條中「使用人」を「職員」に改める。

第二十三條第一項中「五百人」を「三百人」に改め、同条第二項但書を次のように改める。

但し、組合員の数が千人未満の土地改良区にあつては四十人以上、千人以上五千人未満の土地改良区にあつては六十人以上、五千人以上一万人未満の土地改良区にあつては八十人以上、一万人以上の土地改良区にあつては百人以上でなければならぬ。

第二十三條第九項中「規定」の下に「(第三十一條第二項から第六項までの規定を除く。)」を加える。

第二十九條第一項に次の但書を加える。

但し、土地原簿については、その一部を都道府県知事の承認を受けて主たる事務所以外の場所に備えておくことができる。

項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項但書の承認をしたときは、遅滞なく、当該承認に係る事項を公告しなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(役員の変更請求)

第二十九條の二 役員は、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会において改選することができる。

2 前項の規定による請求は、役員が職務の執行に關し法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反したことを理由とし、且つ、当該役員についてでなければ、することができない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、総会の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写を送付し、且つ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

第三十條第一項第九号中「第九十三條第一項」を「第九十三條」に改め、同項第十号を削る。

第三十一條第四項中「代理人は」の下に、「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の」を加え、同条第五項中「二人」を「四人」に改める。

第四十一條第一項中「債務」を

「経費」に改め、同条第二項中「前項」を「同項」に改める。

第四十六條の見出し中「税務署長」を「登記所」に改め、同条第一項及び第三項中「所轄税務署長」を「管轄登記所」に改める。

第四十八條中第二項を次のように改め、第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

2 土地改良区は、土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域(当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、この拡張後の地域)内にある土地についての組合員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第六十六條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、編入すべき土地に国有地又は国若しくは地方公共団体の公用若しくは公共の用に供している土地を含むときは、土地改良区は、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認を受けなければならない。

第六十八條に次の一項を加える。

2 清算人については、第十八條第十項から第十二項までの規定を準用する。

第七十四條第一項中「第五條」を

「第五條第一項の認可」に改め、同条第二項中「第五條第一項」を「第七條第一項」に改める。

第七十九條第一項第六号中「選任」を「選挙」に改める。

第八十條第一項中「所屬土地改良区」の下に「それぞれの定款の定める手続に従い」を加える。

第八十二條を次のように改める。

(役員)

第八十二條 役員は、定款の定めるところにより、総会で選挙する。但し、土地改良区連合設立当時の役員は、第七十四條第一項の者の互選により選任する。

2 土地改良区連合の理事の定数の少くとも五分の四、監事の定数の少くとも二分の一は、議員でなければならない。

第八十六條第一項中「国営土地改良事業」の下に「又は都道府県営土地改良事業」を加える。

第八十六條第二項中「第六條第二項から第六項まで」を「第六條第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「又は当該関係都道府県知事」を削り、「前項において準用する第六條第六項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、前項において準用する第六條第二項の報告が提出されたときは、遅滞なく、その旨を公告し、十日以上の相当の期間を定めてその報告及び前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を記載した書面を縦覧に供しなければならない。

4 当該土地改良事業の利害関係人及び前条第一項の申請人は、前項の縦覧期間内に、都道府県知事に對し、同項の規定による縦覧に係る事項についての意見を提出することができる。

5 都道府県知事は、第二項において準用する第六條第二項の報告に基き、前項の意見を参し、やうして、前条第一項の規定による申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

第八十七條第一項中「前条第三項」を「前条第六項」に、「同条第一項」を「同条第五項」に改め、「農林大臣又は都道府県知事は」の下に「その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により」を加え、同条第五項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削る。

5 前項の規定による申立を受けたときは、農林大臣又は都道府県知事は(その申立に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により)、第八條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

第八十七條の次に次の二條を加える。

(申請によらない土地改良事業)

第八十七條の二 国又は都道府県

は、第八十五条第一項の規定による申請によつて行ふ土地改良事業の外、土地改良事業計画を定めて左に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一 農地法第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六十一条の規定により、農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地を含む。）についての第二項第二号第三号に掲げる事業

二 国又は都道府県は、前項の規定により土地改良事業を行う場合において、同項の事業に附帯して、その事業の施行に係る地域の近傍の土地について第二号第二項第一号又は第三号に掲げる事業を行うことにより、土地改良事業の効率が著しく高められ、且つ、その土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるときは、第八十五条第一項の規定による申請がない場合でも、その土地について、土地改良事業計画を定め、これらの事業を行うことができる。

三 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、省令の定めるところにより、当該土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第三号に規定する資格を有する

者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

四 第二項の場合には、第八号第二項及び第三項並びに前条第三項から第六項までの規定を準用する。（計画の変更）

第八十七条の三 農林大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画（前条第一項の規定により定められたものを除く。）につき省令で定める重要な部分を変更しようとする場合には、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の要領その他必要な事項を公告して、土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地について第三号に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

二 前項の場合には、第八号第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第六項までの規定を準用する。

三 第一項の規定による計画の変更が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第八十七条第三項から第五項までに規定する手続を省略することができる。

第八十八条中「災害のため」を「第八十五条から前条までに規定するものの外、災害のため」に改め、「前条の規定にかかわらず、」を削り、「事業の工事に着手する」を「事業を

行う」に改める。

第九十条第四項中「第八十七条第七項」を「第八十七条の二第一項」に、「その徴収を受けるべき者」を「その徴収を受けるべき者の三分の二以上」に改め、同条第五項中「前項に規定する場合を除いて、」を削り、同条第六項中「第八十七条第七項又は第八十八条の規定による国営土地改良事業に係るものを除いて、」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならぬ。

第九十五条第一項及び第二項を次のように改める。

農協協同組合若しくは農協協同組合連合会が土地改良事業を行う場合又は第三号に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行う場合には、省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 農協協同組合若しくは農協協同組合連合会が土地改良事業を行う場合又は第三号に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行う場合においては、省令の定めるところにより、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有権、地上権、永小作

権、質権、質借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

第九十五条中第五項を次のように改め、第六項を削る。

五 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三号（当該農協協同組合の組合員、当該農協協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第二項の同意をした者を除く。）に対抗することができない。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（土地改良事業の変更等）

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、省令の定めるところにより、（農協協同組合又は農協協同組合連合会にあつては総会の議決を経て）都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 前項の者は、土地改良事業計画につき省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、省令の定めるところにより、土地改良事業計画の要領その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（当該地域が土地改良事業計画の変更により拡張される場合には、その拡張後の地域）内にある土地につき所有

権、地上権、永小作権、質権、質借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得、且つ、農協協同組合又は農協協同組合連合会にあつては、総会の議決を経なければならない。

三 第一項の場合には、第四十八条第三項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第六項中「組合員を除く。」とあるのは、「当該農協協同組合の組合員、当該農協協同組合連合会を直接又は間接に構成する者及び第九十五条の二第二項の同意をした者を除く。」と読み替へる。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 市町村の行う土地改良事業

第九十六条の二 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 市町村は、土地改良事業を行う場合においては、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業計画の概要を定め、当該事業計画の概要その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三号に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得、且つ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならない。

三 前項の場合には、第六号から第九号まで及び第十号第一項の規定

を準用する。

4 都道府県知事は、前項において準用する第六條第四項の規定により決定する場合（当該市町村が行おうとする土地改良事業が、かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の管理のみを内容とするものであるときは、前項において準用する第八條第一項の規定により決定をする場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第九十六條の三 前條の規定により行う土地改良事業には、第三十六條、第四十六條から第五十五條まで及び第五十八條から第六十五條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定款」とあるのは「条約」と、「組合員」とあるのは「市町村の行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條の資格を有する者」と、「総会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替へる。

第九十八條第一項中「六十日」を「三十日」に改める。

第九十九條第三項及び第五項中「六十日」を「三十日」に改める。

第一百條第二項中「及び農地法第

第三條第二項第六号」を、並びに農地法第三條第二項第六号及び第十五條」に改め、同条に次の一項を加へる。

3 交換分合計画に基く土地についての所有権の移転により、農地法第六十一條の規定により売り渡された土地を取得した者は、同法第七十二條の規定の適用については、同法第六十一條の規定による売渡を受けた者とみなす。

第九十六條の下に「及び第九十六條の三」を加へる。

第九十八條第一項第一号中「若しくは都道府県」を「都道府県又は市町村」に改め、同条第四項中「若しくは都道府県」を「都道府県若しくは市町村」に改め、同条第五項中当該事業の施行に係る地域を「当該事業に係る土地」に改め、「土地台帳若しくは家屋台帳の所管庁」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第三項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加へる。

3 第一項の規定による通知をすることができない場合には、省令の定めるところにより、公告をもつて通知に代へることが出来る。

第九十九條及び第一百零一條中「都道府県」の下に「市町村」を加へる。

第一百二十二條第二項中「第四十八條第七項、第八十七條第三項、」を「第四十八條第五項（第九十五條の二第三項及び第九十六條の三において準用する場合を含む）、第八十七條第三項（第八十七條の二第四項及び

第八十七條の三第二項において準用する場合を含む）」に、「（同条第五項において準用する場合を含む）」を「第九十六條の二第五項」に改め、同条第三項中「第六十一條第三項及び」を削る。

第一百二十四條中「第八十五條及び第八十六條」を「第八十五條から第八十七條まで」に改める。

第一百三十二條の見出しを「報告の徴収及び検査」に改め、同条中「報告を徴収する」を「報告を徴し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査する」に改める。

第一百三十三條の見出し及び同条第二項を削る。

第一百三十四條中「前条」を「前二條」に改め、同条に次の二項を加へる。

2 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区に対し、期間を指定して、その役員全部又は一部の改選を命ずることが出来る。

3 土地改良区が前項の命令に違反したときは、農林大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を解任することが出来る。

第九十九條第二項中「第四十八條第二項及び」を削る。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行前に土地改良法第五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に土地改良法第四十八條第二項の規定による会議の議決を経た新たな土地改良事業の施行、土地改良事業の廃止又は土地改良事業計画の変更については、改正後の同項の規定による同意があつたものとみなす。

4 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第一項の規定によつてした申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に土地改良法第九十五條第五項において準用する同条第一項の規定によつてした申請に係る規約若しくは土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手續については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際、現に農業委員会、土地改良区又は農業協同組合が縦覧に供している交換分合計画書又はその写に係る縦覧期間については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に土地改良法第九十九條第三項（同法第九十九條第二項において準用する場合を含む）の規定により農業委員会の同意を求めている交換分合計画についての同項但書の規定の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際、現に土地改良区又は土地改良区連合の役員である者（次項に規定する者を除く。）の任期については、なお従前の例による。

9 この法律の施行の際、現に都道府県知事の任命に係る土地改良区

又は土地改良区連合の監事である者は、その任期中在任するものとする。但し、その任期が昭和十九年三月三十一日までに満了しないものの任期は、その日において満了するものとする。

七月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、農作物の水害救済対策に関する請願（第一五六一号）
一、特殊土地地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願（第一七二五号）
一、農産物価格安定法制定促進に関する請願（第一七二六号）
一、いも作農家安定に関する請願（第一七二七号）
一、国有牧野解放に関する請願（第一七二八号）
一、生活改良普及員の定員増加に関する請願（第一七二九号）
一、台風第二号等による被害農家救済の請願（第一七三〇号）（第一七八号）（第一七八九号）
一、山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願（第一八四二号）
一、宮城県に国立林業試験場東北支場設置の請願（第一八五九号）
一、農作物水害救済対策に関する請願（第一八七六号）（第一九七二号）
一、積雪寒冷地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情（第二二五号）

第一五六一号 昭和二十八年六月二十六日受理
農作物の水害救済対策に関する請願
請願者 福岡県朝倉郡夜須村大

第九 農林委員会会議録第十二号

昭和二十八年七月十日【参議院】

第九 農林委員会会議録第十二号

第九 農林委員会会議録第十二号

第九 農林委員会会議録第十二号

第九 農林委員会会議録第十二号

字櫛木 久家 一外五十
一名

紹介議員 團 伊能君

今回の農作物の水害に対する救済について、(一)麦、粟種の肥料代および種子代の全額国庫補助、(二)稲作の肥料資金および生活資金の無利息長期融資、(三)地方平衡交付金の増額により町村税の減免、(四)所得税の減免、(五)本年の麦、粟種の種子代の全額国庫負担等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七二六号 昭和二十八年六月
二十七日受理

農産物価格安定法制定促進に関する請願

請願者 鹿兒島県議會議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

政府は、農産物価格安定法の制定を企図しているが、鹿兒島県の換金作物として重要な地位を占める菜種、甘しよ、でん粉ならびに黒糖の販売価格如何は、直接農家経済に大なる影響を与え、ひいては再生産に支障をきたす虞れが多分にあるから、本県の特産事情を考慮して、菜種、甘しよ、でん粉、黒糖を政府買上げの対象とし、すみやかに本法を制定するとともに、農産物適正価格維持のための助成策を講ぜられたいとの請願。

第一七二五号 昭和二十八年六月
二十七日受理

特殊土壌地帯の災害防除事業費等国庫負担増額等に関する請願

請願者 鹿兒島県議會議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

特殊土壌地帯災害防除および振興臨時措置法の施行に伴い、同地帯に対する適切な災害防除および農地改良対策が樹立され、これに基き事業の実施が、この地帯の保全と農業生産力の向上を見るに至つたが、その中で砂防、農地保全、治山治水等事業についてはその性格が災害復旧事業と同様であり、かつ防災効果の大なることに鑑み、同事業に対する国庫負担または国庫補助率を土木、耕地等災害復旧事業に対する補助率と同一とせられたいとの請願。

第一七二八号 昭和二十八年六月
二十七日受理

国有牧野解放に関する請願

請願者 茨城県多賀郡高岡村長 鈴木重光外十四名

紹介議員 宮田重文君

茨城県高岡村における国有地の民間貸付牧野は、土地所有制度の改革により約百八十六町歩七組合に対し所屬替されたが、残る四百八十六町歩十組合の管理にある牧野は未だ国有牧野として存置しており、この中には古くから民間貸付けを受け放牧地および採草地として家畜の改良ならびに増殖、たい肥の増進等関係部落民の農業経営上欠くことのできない要素として永年にわたる多大の労費を投じてその管理、利用に努力してきたにもかかわらず、所屬替申請の時期の相違等の事情により一部は国有牧野となり、一部は国有牧野として存置し、しかも同一町村内において牧野所屬の異なることは、まことに不

合理であるから、本村内の国有牧野を所屬替せられたいとの請願。

第一七二七号 昭和二十八年六月
二十七日受理

いも作農家安定に関する請願

請願者 長崎県松島町三三ノ一 小柳二雄外一名

紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君 秋山俊一郎君

政府は、二十七年産でん粉ならびに甘しよ切干の政府買入れを発表し、いも類の価格維持に最も適切な施策を講じたのであるが、本措置は法律の裏付けがなく、はなはだ不安定であり、かつ恒久的にいも作農家の経済安定を保証するものとなつていないから、(一)甘しよおよび馬鈴しよ、でん粉、甘しよ、切干等の農産物価格安定法をすみやかに実現すること、(二)国内の水あめおよびぶどう糖の利用普及を図るため、砂糖輸入に制限を加えること、(三)糖蜜に輸入制限を加えること、(四)いも作の総合対策の確立を図るとともに、これが生産利用に関する研究機関を設置すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七三〇号 昭和二十八年六月
二十七日受理

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者 岡山県知事 三木行治

紹介議員 加藤正徳君

五月下旬から六月上旬にわたつて降り続いた長雨および台風第二号により農作物、耕地、土木、山林等はじん大な被害を受け、殊に麦類、水稻をはじめとして開花もしくは生育の最盛期にあつた蕎麦、特用作物に至るまで農作物の被害は予想外で農民は上半期収入源を一挙に喪失して農家は極度に窮乏している実情である。この窮乏を打開するため特別の救済措置が講ぜられ、限り農民の再起も、公共施設の復旧も、民生の安定も不可能であり、さらに重大なる社会問題に立至ることも憂慮されるから、台風第二号の被害に對し、すみやかなる特別救済措置を講ぜられたいとの請願。

第一七八九号 昭和二十八年六月
二十九日受理

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者 兵庫県洲本市長 白川修外九名

紹介議員 赤木正雄君

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七八八号 昭和二十八年六月
二十九日受理

台風第二号等による被害農家救済の請願

請願者 岡山市上石井一、九岡山県町村議會議長会内 大野隆一

紹介議員 加藤武徳君 島村軍次君

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七二九号 昭和二十八年六月
二十七日受理

生活改良普及員の定員増加に関する請願

請願者 鹿兒島県議會議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

現在鹿兒島県における生活改良普及員数は、四十名であるが、二十六万戸の農家と山間、離島の多い地理的条件からして、その活動能力が極めて薄弱であり、従つて末端普及の徹底に支障をきたしている実情にあるから、本県における生活改良普及員の定員を増加せられたいとの請願。

第一八四二号 昭和二十八年六月
三十日受理

山梨県増穂町の土地改良事業に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町長 志村武外二名

紹介議員 平林太一君 廣瀬久忠君

山梨県増穂町内耕地に對したため池の設置とともに幹線排水路の改修、湿地帯の改良、畑地かんがい施設等の事業を行ひ食糧自給化に伴う農業経営の合理化を計りたいから、土地改良事業を実施せられたいとの請願。

第一八五九号 昭和二十八年六月
三十日受理

宮城県に国立林業試験場東北支場設置の請願

請願者 宮城県知事 宮城首五郎外三名

紹介議員 高橋進太郎君 吉野信次君

政府においては、林業試験研究機関の整備統合のため東北に国立林業試験場東北支場を設置する計画の中であるが、仙台市は、(一)交通および立地条件が最も優位にあること、(二)学術、文化の中心地であり特に東北大学との

連絡が容易であること、(三)中央の出先機関の所在地であるとともに東北七県自治協議会事務局があり、東北地方の政治、行政の中心地であること、(四)明治、大正時代に国立試験場および大林区署が設置されていたこと等の理由により、本試験場東北支場の最適地であるから、国立林業試験場東北支場を仙台市あるいは本市附近に設置せられたいとの請願。

第一八七六号 昭和二十八年七月一日受理

農作物の被害救済対策に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡杷木町長 飯田鉄次外四百六名

紹介議員 小松正雄君

被害被災農民を救済するため、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代金を国庫助成すること、(二)夏作の肥料資金および生活資金を無利子で長期融資すること、(三)特別平衡交付金の増額により町村税を減免すること、(四)所得税を減免すること、(五)本年秋冬の麦、菜種種子代を全額国庫負担とすること、(六)農業共済金の即時支払いの非共済農作物の特別補償、(七)食糧米の増加配をすること、(八)麦、菜種の検査規定の格下げを行うこと、(九)稲苗代消毒用農薬の無償配給をすること等の措置を講じられたいとの請願。

第一九七二号 昭和二十八年七月二日受理

農作物被害救済対策に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡杷木町志波出張所内 日野龜雄 外四百八十三名

紹介議員 吉田法晴君

福岡県地区は、六月五日からの豪雨および強風により収穫直前の麦類および菜種をはじめ農作物全部が五十年来いまだかつてない大損害を被り、農業の再生産を期することが非常に困難な実情にあるから、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代を救済金として全額国庫助成の措置を講ずること、(二)夏作(麦作)の肥料資金および生活資金を無利子、長期融資の方途を講ずること、(三)地方平衡交付金中特別平衡交付金の増額により、町村税の減免措置を講ずること、(四)本年度秋冬作の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二五号 昭和二十八年七月一日受理

積雪寒冷地帯等の土地改良事業施行範囲拡大等に関する陳情

陳情者 岡山市上石井岡山県自治会館内中国五県町村議会

議長会連合会内 林栄三

積雪寒冷地帯および急傾斜地帯に対する国庫補助、土地改良事業は施行範囲の制限、補助の低率等のために実際に即しない点が多いのは遺憾であるから、不遇な特殊地帯の産業を助長し再生産を容易にするためにすみやかに事業施行範囲を大幅に緩和し、補助率を引上げるよう措置を講じ実施されたいとの陳情。

昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局